

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 田▲崎▼ 聡 様 様 あて名 〒100-6620 日本国東京都千代田区丸の内一丁目9番2号		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 03.10.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 PC-23949		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/030141	国際出願日 (日.月.年) 23.08.2017	優先日 (日.月.年) 29.08.2016	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A46B9/04 (2006.01) i			
出願人 (氏名又は名称) ライオン株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 20.09.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 村山 睦 電話番号 03-3581-1101 内線 3332	
		3K	9325

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	<u>2-7</u>	有
	請求項	<u>1</u>	無
進歩性 (IS)	請求項	<u>1-7</u>	有
	請求項	<u>1-7</u>	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	<u>1-7</u>	有
	請求項	<u>1-7</u>	無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2002-503971 A (スミスクライン・ビーチャム・コンシューマー・ヘルスケア・ゲゼルシャフト・ミット・ベシュレンクテル・ハフツング) 2002.02.05, 第10-13頁, 第1-5図 & US 6066282 A, column 4-8, Fig. 1-5 & GB 9513883 A & WO 1997/002770 A1 & EP 837640 A1 & DE 69621616 T2

文献2 : JP 39-17185 Y1 (合名会社岩崎工業) 1964.06.19, 第1頁, 第1図 (ファミリーなし)

文献3 : 日本国実用新案登録出願 55-188468 号 (日本国実用新案登録出願公開 57-111524 号) の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (東京芝浦電気株式会社) 1982.07.09, 明細書第4頁, 第4図 (ファミリーなし)

文献4 : WO 2016/035678 A1 (ライオン株式会社) 2016.03.10, [0028] - [0051], [0082], [図1] - [図14] & KR 10-2017-0051379 A & CN 106659289 A

請求項1に係る発明は新規性を有しない。国際調査報告で引用された文献1には、先端側に植毛面 (ブラシ毛面2) を有するヘッド部 (頭部1の上部) と、前記ヘッド部より後端側に配置され、把持部を含むハンドル部 (柄7の下部) と、前記植毛面と前記ハンドル部との間に配置され、前記ヘッド部への外力で変形するネック部 (頭部1の下部と柄7の上部) とを有する歯ブラシを所定位置に配置したゲート部を介して充填した樹脂材により成形する製造方法であって、前記把持部よりも前記先端側に配置した前記ゲート部を介して前記樹脂材を充填する歯ブラシの製造方法を開示する。

請求項2に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び文献2より進歩性を有しない。文献2には、歯ブラシの製造方法において、ゲート部をヘッド部に配置する点が記載されている。

文献1に記載された発明のゲート部の位置として文献2に記載された発明を採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

(補充欄参照。)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 3 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、文献 2 及び文献 3 より進歩性を有しない。文献 3 には、被覆される部材の射出成形手段として、凹部にゲート部を配置する点が記載されている。

文献 1 に記載された発明のゲート部の位置として文献 2 に記載された発明を採用し、ゲートの形状として文献 3 に記載された発明を採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 4 - 5, 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1、文献 2、文献 3 及び文献 4 より進歩性を有しない。文献 4 には、歯ブラシの製造方法において、非晶性の硬質樹脂材のゲート部を軟質樹脂材で被覆する点及び非晶性の硬質樹脂材ヘッド部を軟質樹脂材で被覆する点が記載されている。

文献 1 に記載された発明のゲート部の位置として文献 2 に記載された発明を採用し、ゲートの形状として文献 3 に記載された発明を採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 4 より進歩性を有しない。文献 1 には、ヘッド部及びネック部に配置した連結部を含む第 1 部分を前記樹脂材の充填により成形する工程と、成形した前記第 1 部分を用いて前記樹脂材の充填により前記連結部で前記第 1 部分と連結された前記ハンドル部を含む第 2 部分を成形する工程を有する点が記載されており、文献 4 には、ネック部よりも後端側に配置した連結部を含む第 1 部分におけるゲート部をハンドル部との連結部に配置する点が記載されている。

文献 1 に記載された発明の第 1 部分の長さ、及びゲート部の位置として文献 4 に記載された発明を採用することは、当業者であれば容易に想到し得たものである。